

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所介護基準緩和サービス）重要事項説明書**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒484-0086 犬山市松本町四丁目21番地
代表者（職名・氏名）	会長 紀藤 秀夫
設 立 年 月 日	昭和57年7月20日
電 話 番 号	0568-62-2508

2. 事業所の概要

事業所の名称	犬山市社会福祉協議会 いきがいサロン	
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護基準緩和サービス）	
事業所の所在地	〒484-0081 犬山市大字犬山字勸行洞25番地	
電 話 番 号	090-1985-6388	
管 理 者	満園 まゆみ	
指定年月日・事業所番号	平成29年 4月 1日指定	23A3400075
利 用 定 員	定員40人	
事業の実施地域	犬山市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及びレクリエーション等を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。
運営の方針	事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係市町村や介護予防支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

サービスの内容は、事業者が設置する事業所に通っていただき、簡単な体操やレクリエーション、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の支援等を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	毎週 月曜日・火曜日・水曜日・金曜日 ただし、年末年始（12月28日から1月3日まで）を除きます。
営業時間	午前9時30分から午後4時30分まで
サービス提供時間	午前10時30分から午後3時まで

6. 事業所の職員体制

職 種	勤務の形態・人数
管理者	常勤兼務 1名
従業者	非常勤 5名

7. 利用料

サービスを利用した場合の利用料は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額です。

(1) 基本利用料（月額）

	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
週1回（送迎あり）	14,779円	1,478円	2,956円	4,434円
週1回（送迎なし）	13,814円	1,382円	2,764円	4,146円

(2) その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき470円の食費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。お支払いは、原則として口座振替でお願いします。口座振替の方法については、別途ご説明いたします。

また、口座振替が困難な場合は、請求書を発行しますので月末までに現金でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の高齢者あんしん相談センター及び犬山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 090-1985-6388 担当 満園 まゆみ 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	犬山市高齢者支援課	電話番号 0568-44-0326
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 共有の施設や設備を利用するときは、他の方々の活動の妨げにならないようお願いします。
- (3) 時間に遅れたときは、送迎サービスを受けることができない場合があります。

12. 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
- ③事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するために、次に掲げ

るとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：満園 まゆみ
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを犬山市に通報します。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講じます。
- ① 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ② 身体拘束適正化のための指針の整備をしています。
 - ③ 従業員に対して、身体拘束の適正化のための研修を実施しています。

15. 事業継続計画の策定等について

- (1) 当事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。

16. 非常災害対策

事業者は、サービスの利用中に災害が発生したときは、利用者の避難等適切な対応を行います。また、非常災害に備えて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

17. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり <u>なし</u>
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者

〈住 所〉 犬山市松本町四丁目21番地
〈名 称〉 社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
〈代表者〉 会 長 紀 藤 秀 夫

〈説明者〉 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者

〈住 所〉
〈氏 名〉 印

利用者の代理人等

〈住 所〉
〈氏 名〉 印
〈続 柄〉